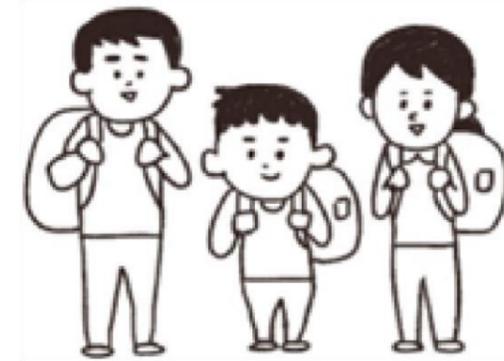


## 町田市子どもにやさしいまち条例



### 子どもの権利を守るための大人の責務

町田市子どもにやさしいまち条例では、大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障することを定めています。

子どもが「子どもの権利」を理解し、自分も他人も大切にする、豊かな感性や価値観を持つ人間に成長できるよう手助けする責務があります。

大人も相談できます

### 子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」

18歳までの子ども専用相談ダイヤルです。  
困っていること、悩んでいること、なんでも相談できます。

ここに いるよ  
TEL 無料 **0120-552-164**

相談時間：月曜日～金曜日（年末年始除く）8：30～17：00



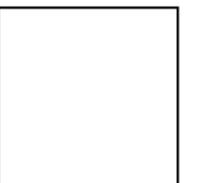
町田市子ども家庭支援センターの  
ロゴマーク、「まこちゃん」

発行 2024年●月 町田市  
問合せ 町田市 子ども生活部 子ども総務課

TEL042-724-2876/FAX050-3101-8377

町田市

HPはこちら



# 「子どもにやさしいまち」になるために必要なこと

子どもが自分自身のことを自分で決め、それを意見として表明し、子ども自身が実行できること  
様々な人とのかかわりが生まれ、その中で成長し、子どもの意見が社会で尊重されること

## 地域住民の責務 (近隣住民、子どもの生活圏にいる大人)



- 子どもがありのままの自分でいることができる場所、多様な人と触れ合える環境をつくること
- 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること

- (第14条) 権利の侵害からの救済
- (第15条) 有害又は危険な環境からの保護
- (第16条) 子どもの居場所づくり
- (第18条) 意見表明及び参画の促進
- (第19条) 子どもへの情報発信

## 市の責務



- 保護者、施設関係者、地域住民、事業者と連携・協力して子どもに関する施策を実施すること
- 保護者、施設関係者、地域住民、事業者へ必要な支援を行うこと

- (第13条) 子どもの権利の普及
- (第14条) 権利の侵害からの救済
- (第15条) 有害又は危険な環境からの保護
- (第16条) 子どもの居場所づくり
- (第17条) 子育て家庭等への支援
- (第18条) 意見表明及び参画の促進
- (第19条) 子どもへの情報発信

子どもの声が社会で実現できるまちにするため、  
子どもの権利をそれぞれの立場で守っています



- 大人は、子どもが幸せに暮らせるように「子どもの権利」を守ります。
- 子どもが「子どもの権利」を理解し、自分も他人も大切にする、豊かな感性や価値観を持つ人間に成長できるように手助けします。

## 事業者の責務 (企業、そこで働く人など)

- 子育てと仕事を両立することができる職場環境を作ること
- 子どもと共に働く従業員が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと
- 事業活動が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な配慮を行うこと

- (第14条) 権利の侵害からの救済
- (第15条) 有害又は危険な環境からの保護

## 保護者の責務 (親、里親、養育者など)

- 子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育すること
- 必要に応じて市に相談し、支援を求めること

- (第14条) 権利の侵害からの救済
- (第15条) 有害又は危険な環境からの保護
- (第16条) 子どもの居場所づくり

## 施設関係者の責務

(保育所等、小中学校、児童養護施設、学童保育クラブの職員など)

- 施設の安全の確保及び子どもが安心して過ごせる場所をつくること
- 子どもの学びの支援を行うこと
- 子どもの持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと
- 子どもの成長に向けた助言及び支援を行うこと



- (第14条) 権利の侵害からの救済
- (第15条) 有害又は危険な環境からの保護
- (第16条) 子どもの居場所づくり
- (第18条) 意見表明及び参画の促進
- (第19条) 子どもへの情報発信